

System Answer G3 - XC ライセンス使用約款

本「ライセンス使用約款」(以下「本約款」という)は、アイピーシー株式会社(以下「アイピーシー」という)が提供する System Answer G3 - XC 製品を利用するにあたり必要な条件を定めるものです。ご利用の前に本約款を必ずお読みください。

ご利用を開始された場合には、本約款の全てに同意されたものとさせていただきます。

第1章 System Answer G3 - XC (X Connect: クロスコネクト)

第1条 (使用権の許諾)

本約款をお客様が遵守することを条件に、アイピーシーはお客様に対し、System Answer G3 - XC ソフトウェア(以下「対象ソフトウェア」という)に関する非独占的使用権を許諾します。対象ソフトウェアに関する著作権および特許権等の一切の権利は、アイピーシーに帰属します。

第2条 (禁止事項)

- 対象ソフトウェアの変更、追加、削除その他の改変
- 逆アセンブラ、逆コンパイル等、ソフトウェアを解析のためのリバースエンジニアリング
- 有償無償に関わらず、アイピーシーの事前の了解なしに第三者に対して譲渡、再配布、使用許諾、レンタル、リースすること

第3条 (ソフトウェアサポート)

- ソフトウェアバージョンアップ
(1) バージョンアップが発生した際に、アイピーシーからバージョンアップサービスの提供を受ける事ができます。
- 技術サポート
(1) E-Mail、電話による対象ソフトウェアについての問合せ
受付時間: 9:00~12:00 および 13:00~17:00
(土・日・祝祭日、年末年始、弊社が定める休日を除く)
- (2) サポート対象ソフトウェアバージョン
最新バージョン及びマイナーバージョンの2世代前までがサポート対象となります。
(参考) Ver 03.10-00 の場合マイナーバージョンは『10』

第4条 (アイピーシーからの連絡)

以下の各項に定める事項を目的とする場合、アイピーシーはお客様に直接連絡することができるものとします。

- お客様もしくは第三者から依頼された技術サポート対応
- 製品満足度の調査
- 製品の改善や新サービスの開発に役立てるための製品活用状況の把握
- 監視動作が停止することを防止するためのライセンス更新の確認
- アイピーシーの製品やサービスの紹介のための電子メールや郵便による資料の提供

第5条 (責任の免除)

以下の各項に定める事項はアイピーシーの責任の範囲外とし、アイピーシーは何らの対応をとることも要しないものとします。

- お客様もしくは第三者の故意、過失または不適切な使用に起因する対象ソフトウェアの不具合
- その時点での最新版で且つ改変が加えられていない対象ソフトウェアを使用していれば不具合が避けられたにもかかわらず、それ以外のものを使用したことにに基づく不具合
- 電氣的ノイズ、ネットワークの障害、その他外的要因で生じた対象ソフトウェアの不具合
- 天災地変等その他不可抗力に基づく対象ソフトウェアの不具合
- 対象ソフトウェア以外のものの操作方法や技術的事項に関する質問に対する回答、またはそれらに起因する不具合の切り分けと対処
- 製品マニュアルに記載された使用方法以外の使用方法に起因する不具合
- 監視データの復元または修復
- 対象ソフトウェアの稼働環境(サーバー環境やクラウド環境)のリソース不足や使用制限等に起因する動作不良や不具合

(9) その他、本約款に定めのない事項

第6条 (契約期間)

- 第1条に定める使用許諾の有効期間は、対象ソフトウェアライセンス証書に記載のとおりとします(但し、第7条(責任の制限)、第9条(秘密保持)および第10条(合意管轄)は上記期間制限に服しないものとします)。お客様はこれらの使用許諾期間途中で解約は行えないものとします。
- 契約の更新なくして契約期間を経過した場合、お客様が本約款の条項の1つにでも違反した場合、およびお客様が以下のいずれかの事由に該当する場合、アイピーシーは本約款を何らの催告なくして即時解除することができるものとします。
 - 支払の停止があったとき、または仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあったとき
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - 重大な過失または背信行為があったとき
- 本約款が解除された場合、お客様は、対象ソフトウェア、ドキュメントおよびそれらの一切の複製物を破棄し、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去するものとし、対象ソフトウェアの使用を継続してはなりません。
- 本約款の解除に伴って対象ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様および第三者が被った損害等について、アイピーシーは一切責任を負いません。

第7条 (責任の制限)

対象ソフトウェアの利用に基づいてお客様に発生した一切の直接・間接の損害および危険は、お客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。

第4章 一般条項

第8条 (約款の変更)

- アイピーシーは、本約款を随時改定することがあります。なお、この場合には本約款の内容は、改定日からその改定内容に従って変更されるものとします。
- 本約款の改定にあたっては、アイピーシーは予めホームページによる他、アイピーシーが別途定める方法により当該改定の対象となるお客様に対してその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、改定後の約款が適用されるものとします。

第9条 (秘密保持)

本約款の契約期間の如何を問わず、お客様は、対象ソフトウェアおよびオプションに関連してアイピーシーより開示を受けた業務上、営業上または技術上の全ての情報について秘密を保持するものとし、アイピーシーの書面による事前同意なしにこれらを第三者に開示、又は利用させてはならないものとします。

第10条 (合意管轄)

本約款に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。